

奈良県光化学スモッグ緊急対策要領

昭和48年6月1日実施
昭和49年5月16日一部改正
昭和53年4月1日一部改正
昭和61年4月1日一部改正
昭和63年6月1日一部改正
平成7年4月14日一部改正
平成8年4月15日一部改正
平成16年10月1日一部改正

(目的)

第1 この要領は、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号。以下「法」という。）第23条の規定のうち、オキシダントに係る緊急時（以下「緊急時」という。）における予報について定めることとを目的とする。

(光化学スモッグ広報発令の区分及び発令基準)

第2 光化学スモッグ広報発令の区分及び発令基準は、光化学スモッグ広報を発令するものとする。

2 光化学スモッグ広報の発令の区分は、次のとおりとする。

(1) 光化学スモッグ予報（以下「予報」という。）

(2) 光化学スモッグ注意報（以下「注意報」という。）

(3) 光化学スモッグ警報（以下「警報」という。）

(4) 光化学スモッグ重大緊急警報（以下「重大警報」という。）

3 前項各号に掲げる光化学スモッグの発令の基準は、次のとおりとする。

(1) 予報
測定点におけるオキシダント濃度の1時間平均値が、0.08ppm以上となり、気象条件からみてその濃度が悪化する恐れがあると認められるとき。

(2) 注意報
測定点におけるオキシダント濃度の1時間平均値が、0.12ppm以上となり、気象条件からみてその濃度が継続すると認められるとき。

(3) 警報
測定点におけるオキシダント濃度の1時間平均値が、0.24ppm以上となり、気象条件からみてその濃度が継続すると認められるとき。

(4) 重大警報
測定点におけるオキシダント濃度の1時間平均値が、0.40ppm以上となり、気象条件からみてその濃度が継続すると認められるとき。

(発令地域)

第3 前条各号に掲げるそれぞれの発令地域は、次のとおりとする。

(1) 大和平野北部（奈良市、生駒市、大和郡山市）

(2) 大和平野中部（王寺町、天理市、田原本町、香芝市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、上牧町、広陵町、河合町）

(3) 大和平野南部（大和高田市、橿原市、桜井市、御所市、葛城市、高取町、明日香村）

上記地域内に測定局が2箇所以上ある場合は、いずれかの測定局で発令基準を越したとき発令する。

(解除等)

第4 第2の第2項各号の発令をいった後、気象条件等からみて、当該大気の汚染状態が回復の低い解除基準の低い予報に達したとき、当該予報の発令を解除する。切り換えがないうちは、当該予報の発令を解除しない。切り換えがないうちは、当該予報の発令を解除しない。

(発令及び解除の周知)
 第5 発令または解除を行った場合は、市町村並びに関係機関を通じて住民に周知させるとともに、報道機関等に通報し、その旨を一般に周知させることについて協力を求める。

(緊急時の措置対策)
 第6 県及び関係市町村は、光化学スモッグ広報の発令があったときは、速やかにその旨を一般に周知させるとともに、被害を防止するため、別表1の措置をとる。

(被害発生時の措置)
 第7 被害発生時の措置は、別途定める「奈良県大気汚染等被害発生時対策要領」によるものとする。

(気象情報の収集等)
 第8 県は、気象台と連携して気象情報を収集し、この要領に基づく所要の措置の適正な実施に資するものとする。

別表1
 光化学スモッグ対策措置事項

広報区分	措置事項
予報	1 注意報に備えて、テレビ、ラジオ等の報道に注意すること。 2 屋外での特に過激な運動はさけること。 3 目やのどなどに刺激を感じた人には、洗眼、うがいをするこ とを指導すること。
注意報	1 学校及び施設では、できるだけ屋外での運動をさけ、屋内に入 ることを指導すること。 2 目に刺激や痛みを感じた人には、洗眼することを指導するこ と。 3 のど、鼻に刺激や痛みを感じた人には、うがいをするこ 指導すること。 4 症状のひどい人には、医師の指示をうけることを指導するこ と。 5 不用不急の自動車を使用しないよう要請すること。 6 工場又は事業場では屋外での燃焼行為をしないよう要請する こと。 7 排出ガスを毎時1万立方メートル以上を排出する工場及び事 業場（以下「関係事業場」という。）に対し、排出ガス量の減 少を行うよう勧告すること。
警報	注意報の各措置事項の徹底をはかること。
重大警報	1 学校及び施設では、屋外での運動をさけ、屋内に入ることの 徹底をはかること。 2 自動車使用者に対し、自動車の使用をさけるよう強力に要請 するとともに公安委員会に対し、当該地域における自動車交通 の規制について道路交通法の規定により措置をとるべきこと を要請する。 3 工場又は事業場での屋外での燃焼行為をしないよう命令する こと。 4 関係事業場に対し排出量の減少を行うよう命令すること。

(注) この表の措置事項のうち注意報の5、6、7及び重大警報の2、3、4は、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第23条の規定に基づくものであること。
 注意報以上の広報の発令があった場合、平日は市町村が、それ以外は県が、それぞれの管内の関係事業場に対して排出ガスの削減要請あるいは命令を行う。解除の連絡についても同様とする。

光化学スモッグ広報の発令基準

広報区分	発令基準
予報	測定点におけるオキシダント濃度の1時間平均値が、0.08 ppm以上になり、気象条件からみてその濃度が悪化する恐れがあると認められるとき。
注意報	測定点におけるオキシダント濃度の1時間平均値が、0.12 ppm以上になり、気象条件からみてその濃度が継続すると認められるとき。
警報	測定点におけるオキシダント濃度の1時間平均値が、0.24 ppm以上になり、気象条件からみてその濃度が継続すると認められるとき。
重大警報	測定点におけるオキシダント濃度の1時間平均値が、0.40 ppm以上になり、気象条件からみてその濃度が継続すると認められるとき。

発令地域

発令地域区分	市 町 村 名
大和平野北部	<u>奈良市</u> 、 <u>生駒市</u> 、大和郡山市
大和平野中部	<u>王寺町</u> 、 <u>天理市</u> 、香芝市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、 <u>田原本町</u> 、上牧町、広陵町、河合町
大和平野南部	<u>大和高田市</u> 、 <u>橿原市</u> 、 <u>桜井市</u> 、 <u>御所市</u> 、葛城市、高取町、明日香村

注：下線の市町は、光化学オキシダントの測定器を設置している市町です。